

**新規創業・事業承継支援事業
支給要綱**

**令和8年4月
日田市**

1、事業の目的

新規創業時に必要となる費用を助成することで、創業時の負担軽減を図り、本市における創業を促進し、産業の振興及び経済の活性化を図るもの。また、高齢化している市内の事業所の運営を承継する者を補助対象者とするすることで、市内事業所の承継の促進を図り、廃業を阻止することを目的とする。

2、対象者

次に掲げる要件を満たす方。

(1) 以下のいずれかに該当する方

- ① 市内に住所を有し、かつ市内で新規創業する個人（個人事業主が法人となる場合〈法人成り〉、および廃業後1年以上経過しないものは補助対象外とする。）
- ② 市内に住所を有し、かつ市内事業所において事業を承継するもの。但し市外に本社、本店または主たる事業所を有する法人は対象外とする。

(2) 市税を完納している方

(3) この補助金の交付を受けてから5年以上継続して市内で事業を行おうとする方

(4) 商工会議所、商工会、商店街その他商工団体関係者と協調して地域の活性化及び商業の振興に取り組もうとする方

3、対象事業

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める以下の業種

- ア、製造業
- イ、情報通信業
- ウ、卸売業、小売業
- エ、金融業、保険業
- オ、不動産業、物品賃貸業
- カ、学術研究、専門・技術サービス業
- キ、宿泊業、飲食サービス業
- ク、生活関連サービス業、娯楽業
- ケ、教育、学習支援業
- コ、医療、福祉
- サ、サービス業（他に分類されないもの）

※対象外とする者及び事業

- ・ 過去に本事業・または類似制度による補助を受けたものが行う事業
- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定される「風俗営業」に該当する業種
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- ・ 政治性又は宗教性のある事業
- ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。)又は暴力団(同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者が行う事業

- ・その他市長が不相当と認める事業

4、対象経費

区分	補助対象経費
①事業所整備費 (審査会対象)	事業所の新設・改修に伴う外装工事又は内装工事費用 ※住居兼事務所については、事務所専有部分に係る整備費用のみに限る。
②機械設備費 (審査会対象)	機械及び設備の導入にかかる費用 ※取得価格が10万円以上で耐用年数が1年以上のものに限る。 ※市の償却資産台帳に登録されるものに限る。 ※汎用性があり、目的外使用になり得るものは対象外とする。(ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く。) (例) パソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン、ソフトウェア、家具・家電、書籍 等 ※個人間売買やオークションにより導入するものは対象外とする。
③法人登記等にかかる経費 (審査会対象外)	開業や法人設立に伴う司法書士等に支払う申請書類等の作成にかかる経費 ※上限額 10万円
④事業承継に要する経費 (審査会対象外)	事業承継に伴う司法書士等に支払う申請書類等の作成にかかる経費 事業承継計画の作成にかかる経費 ※上限額 10万円

※また、国又は県等から当該事業を実施するために補助金を受給する場合は、総事業費から当該補助対象経費を差し引いたものとする。

※本補助金の交付決定日から、補助対象事業完了日までの契約・発注・納品等により発生した経費に限る。

5、補助率・補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内

補助上限額：100万円

※補助金額は当該年度の予算の範囲内で、交付決定額を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

6、補助要件

- (1) 交付決定を受ける前に工事に着手していないこと。
- (2) 開業後は1週間の営業日が4日以上かつ1営業日の開業時間が4時間以上であること。
- (3) 申請書提出前に、市が設置する事業者の経営相談所「日田市ビジネスサポートセンター」で事業計画の相談及び支援を受けること。(日田市ビジネスサポートセンターから市へ支援経過書が提出されます。)
- (4) 提出した申請書類に基づき、面接形式で外部専門家を交えた審査委員会の審査を受けること。(開業に対する意欲や店舗の特徴についてプレゼンテーションをしていただきます。)
- (5) 営業開始から1年経過後、経営状況の把握のため、事業成果書を提出すること。

7、審査について

審査委員会では、提出された書類及び申請者からのプレゼンテーションにより、以下の評価基準に基づき、補助対象事業の採択の可否を審査する。

現状分析	・ 需要や課題などの現状分析ができているか。
事業コンセプト	・ 事業方針やセールスポイント
事業計画	・ 事業が持続可能な資金計画になっているか。
	・ おおむね5年以内で初期投資を回収する投資計画になっているか。
地域との連携	・ 地域ならではの地域資源の活用がみられるか。
	・ 地域、関係者との連携は図られているか。
周辺への波及効果	・ 他の店舗や住民、地域への波及効果が期待できるか。

※なお、審査会の対象となるのは、補助対象経費区分 ①事業所整備費、②機械設備費の申請を行う場合に限る。

※審査の結果は後日、市から通知します。

8、手続きの流れ

①商工労政課への事前相談⇒②ビジネスサポートセンターへの相談・支援⇒③申請書類提出⇒④審査委員会による書類審査（※審査会対象の事業の実施がある場合に限る）⇒⑤審査結果の通知・交付決定 ⇒⑥事業着手⇒⑦実績報告書提出⇒⑧交付確定・補助金支払

※ビジネスサポートセンターでの相談、申請に必要な書類の準備等に期間を要するため、余裕をもって商工労政課へご相談ください。

9、申請書類について

申請予定の方は、事業計画等の作成前に必ず商工労政課にご相談ください。

提出する書類は以下の通りです。※日田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

①	補助金交付申請書 (様式第1号)	⑨	市税の「滞納のない証明書」
②	事業計画書 No1 (様式第2号)	⑩	事業所の場所が分かる地図
③	事業計画書 No2 (様式第2号)	⑪	改修の承諾についてのごお願い及び承諾書 (様式第6号)
④	収支予算書 (様式第3号)	⑫	対象物件の写真(着手前写真)
⑤	誓約書(保証人あり) (様式第4号)	⑬	工事の概要がわかる書類(図面等)
	保証人の印鑑登録証明書	⑭	ローカルベンチマークシート
⑥	暴力団等でない旨の誓約書 (様式第5号)	⑮	事業承継計画書
⑦	補助対象経費にかかる見積書の写し	⑯	登記事項証明書(法人のみ)
⑧	事業費及び補助対象経費内訳表(様式第13号)		

※⑪⑫⑬については、事業所整備費を補助対象経費として申請する場合のみ提出が必要

※⑭⑮については、事業承継枠で申請する場合のみ提出が必要

10、事業変更、実績報告の手続き

(1) 事業変更

事業内容の変更及び対象経費が減額になる場合は速やかに商工労政課へご連絡ください。

(2) 実績報告

事業実施完了後、下記の書類を提出してください。

※日田市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

①	補助金実績報告書 (様式第8号)	交付確定後に提出するもの	
②	収支精算書 (様式第9号)	①	請求書 No. 1 (様式第11号)
③	補助対象事業にかかる金額の支払いを証する書類 (領収書等)	②	請求書 No. 2 (振込口座を必ず指定のこと)
		開業・承継してから1年後に提出するもの	
④	補助対象事業の完了が確認できる写真	①	事業成果書
⑤	開廃業届出書の写し又は履歴事項全部証明書		

11、その他留意事項

- ・ 補助金は交付確定通知後に支払います。(精算払い)
- ・ 事業に係る工事、機械設備の導入に関しては、市内産業の活性化のため、できる限り市内に本社または事業所を持つ業者への発注にご協力ください。
- ・ 申請内容に偽りがあった場合や目的に反しての使用、5年未満での廃業は補助金を返還していただくことがあります。
- ・ 当補助事業にかかる関係書類は、補助事業完了後5年間保存してください。